

「滋賀県オープンファクトリー推進事業」参加事業者募集要項 （【B】モデル地域における地域一体型オープンファクトリー）

1. 事業の目的

大阪・関西万博の開催を契機として、ものづくりへの関心が高まる中、県内中小企業（製造業）が行う“オープンファクトリー（普段見せることのない製造現場を公開）”の取組を後押しすることにより、企業や従業員の意識変革を促すとともに、企業の認知度向上を通じて、将来的な人材確保や地域産業の活性化につなげることを目的とする。

工場見学で生産現場の迫力を感じてもらうもよし、ワークショップを通じてものづくりの面白さに触れてもらうもよし、企業の皆さまの自由な発想と取組で、参加する子どもや若者たちに自社の技術や製品の魅力を伝え、ワクワク体験を提供してみませんか？
ぜひ一緒に滋賀のものづくりを盛り上げましょう！

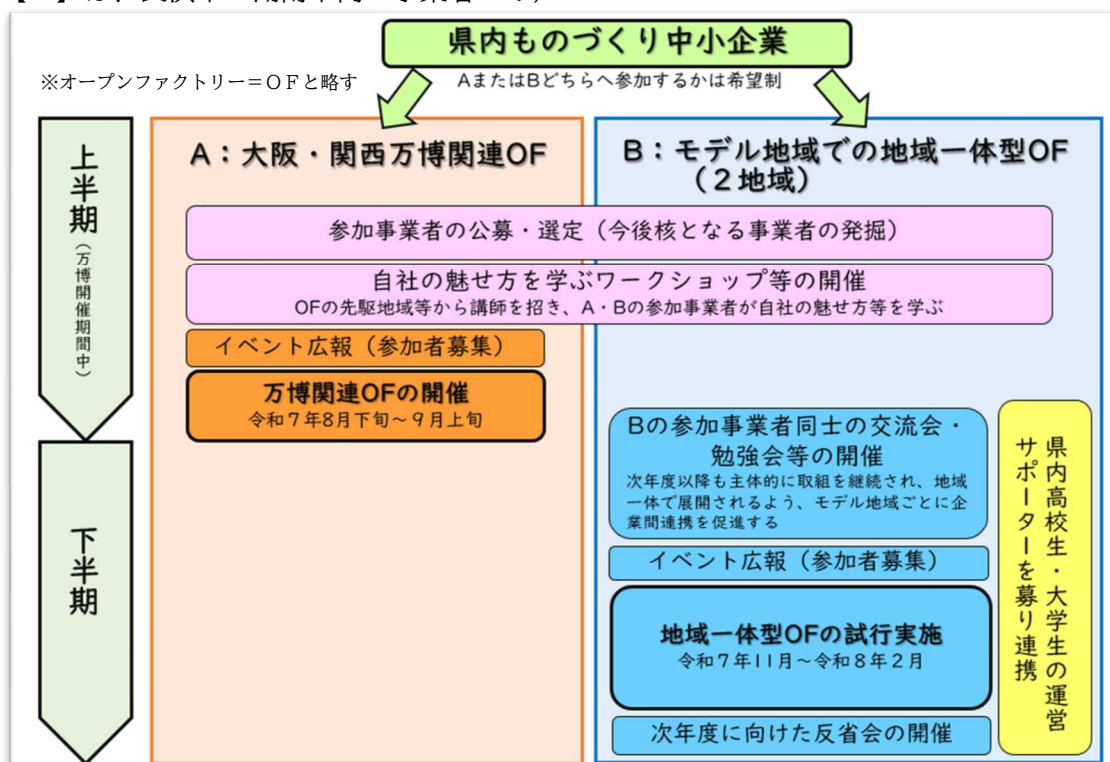
※オープンファクトリーに期待できる多様な効果

メディア等を通じた企業PRの場になる（知名度向上）／ご近所に工場を知ってもらう／人材確保につながる／新たな仕事（受注）につながる／社員教育の場になる／来場者の笑顔が見られる など

2. 「滋賀県オープンファクトリー推進事業」の全体概要

本事業では、小学生から大学生までを対象に、【A】大阪・関西万博の開催期間中に県内各所でオープンファクトリーイベント（現場見学+体験提供等）を開催するとともに、【B】モデル地域（長浜市・湖南市）を設定し、各市内の参加事業者が連携してイベントを企画・運営することで、次年度以降の地域一体型オープンファクトリーの継続実施につなげる。

※本事業は、上記【A】、【B】の2部構成となっており、参加事業者はいずれかのみ参加可能。
（【B】は、長浜市・湖南市内の事業者のみ）



3. 【B】モデル地域における地域一体型オープンファクトリーについて

【取組の概要】

- ア 概要：モデル地域（長浜市・湖南市）を設定し、小学生～大学生を対象に、各市内の参加事業者等が連携してイベントを企画・運営することで、次年度以降の主体的な地域一体型オープンファクトリー※の継続実施につなげる。
- イ 開催場所：長浜市内または湖南市内に事業所（工場等）を有する中小企業（製造業）
各市：6社程度
- ウ 参加者：小学生から大学生まで ※小学生については、保護者同伴
- エ 参加人数：1社あたり20名程度（同伴する保護者を含む）
- オ 開催時期：令和7年11月から令和8年2月までの間のうち1日
※イベント開催に当たっては、モデル地域ごとに企画運営委員会を編成し、参加事業者や各地域の経済団体等が連携し、イベントの企画・運営を行う。
※開催時期や曜日等は、企画運営委員会において決定する。
- カ 内容：工場見学・ワークショップ（ものづくり体験）・実演など
- キ 開催回数：各市につき1回程度

※地域一体型オープンファクトリーとは…

ものづくりに関わる中小企業や工芸品産地など、一定の産業集積がみられる地域を中心に、企業単独ではなく、地域内の企業等が面として集まり、生産現場を外部に公開したり、来場者にもものづくりを体験してもらう取組。

<開催イメージ>

開催時期および地域	参加事業者数	実施回数	最大参加人数	形式
11～2月のうち1日_長浜市内	6社	1回	120（20名/社）	バスツアー or
11～2月のうち1日_湖南市内	6社	1回	120（20名/社）	現地集合解散
計 2日間	計 12社	計 2回	計 240名	

※開催例：6社がそれぞれ午前・午後に各1回、訪問を受け入れ。参加者は、申込フォームから見学希望の企業を選択し、申込み（最大2社/人）。決定となれば各自、指定された時間に現地に集合。

移動手段がない場合を想定し、企業間を巡るシャトルバス等も用意。

4. 参加事業者の要件（募集事業者数：長浜市・湖南市内の中小企業 各市6社程度）

参加を希望される事業者は、次のア～カのすべての要件を満たす必要があります。

- ア 長浜市内または湖南市内に事業所（工場等）を有する中小企業（製造業）であること。
- イ 長浜市内または湖南市内での開催が可能であり、かつ事業所内の見学やものづくり体験等が可能であること。
- ウ 1回あたり20名程度の参加者受入れが可能であること。
- エ 中小企業基本法に定める中小企業者、または一般社団・財団法人、特定非営利活動法人、農事組合法人、社会福祉法人等で表1に準じ各要件を満たす事業者。

表1：中小企業基本法に定める中小企業者

業種	①または②のいずれかを満たすこと	
	①資本金の額 または出資の総額	②常時使用する 従業員
製造業	3億円以下	300人以下の会社 および個人

オ 次のいずれにも該当しないこと。（いわゆる「みなし大企業」でないこと。）

- ① 発行済株式の総数または出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業者
- ② 発行済株式の総数または出資価格の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者
- ③ 大企業の役員または職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者
- ④ 発行済株式の総数または出資価格の総額を①から③に該当する中小企業者が所有している中小企業者
- ⑤ ①から③に該当する中小企業者の役員または職員を兼ねている者が役員総数の全てを占めている中小企業者
- ⑥ 参加申込時において、確定している（申告済みの）直近過去3年分の各年または各事業年度の課税所得の平均年額が15億円を超える中小企業者

カ 次のいずれにも該当しないこと。

- ① 国および地方公共団体
- ② 法人税法（昭和40年法律第34号）別表第一に規定する公共法人
- ③ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を行っている事業者
- ④ 特定の宗教・政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行っている事業者
- ⑤ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は同法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）が役員として又は実質的に経営に関与している事業者
- ⑥ 自己若しくは自己の関係者の利益を図り、又は特定の者に損害を与える目的を持って、暴力団の威力を利用している事業者
- ⑦ 暴力団又は暴力団員に対して金品その他の財産上の利益の供与を行っている事業者
- ⑧ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有していると認められる事業者
- ⑨ その他、本事業の目的に照らして、不適当と事務局が判断する事業者

5. 【B】モデル地域における地域一体型オープンファクトリーにおいて実施いただくこと
以下の内容をご確認、ご了解いただいたうえで参加申込願います。

（1）実施内容

①参加事業者等向けワークショップ等への参加（6～7月）

- ・参加事業者が本事業の目的や趣旨の理解を深め、先駆的事例等から自社の魅せ方を学ぶための「参加事業者等向けワークショップ等」を開催しますので、ご参加ください。

②モデル地域における企画運営委員会への参加（8～11月）

- ・本事業では、参加事業者間の連携を促進し、次年度以降の主体的な地域一体型オープンファクトリーの継続実施につなげることを目的としているため、参加事業者や経済団体等が参画する企画運営委員会を構成します。
- ・企画運営委員会では、参加事業者や経済団体等が主体となり、イベント内容等を企画いただきます。イベントの企画・運営に当たり、参加事業者の相互理解を深めるための交流会等やイベント開催後の振り返り等を行う予定ですので、ご参加ください。

③オープンファクトリーイベントの運営（11～2月）

- ・ イベントでは、小学生から大学生を対象に、見学（製造現場の見学や展示、説明）の受け入れや、イベント参加者の理解を深めるための体験（作る、使う、試すなどのワークショップ）や実演（技術やサービスなどの実演）等を提供いただきます。
- ・ 実施コンテンツについては、各事業者が責任を持って実施することとし、安全を第一に十分な対策を講じていただくようお願いいたします。実施会場内において、万一事故やトラブルが発生した場合に備えて、イベント参加者にはイベント賠償責任保険等に加入いただきますが、補償に該当しない項目や上限額以上の補償はいたしません。
- ・ イベント参加者の参加費は基本的に無料としますが、材料費等、最低限発生する経費分をもとに有料に設定することも可能です。
- ・ ものづくりや事業者の魅力発信に関係のない営利目的のみでの販売は不可となります。
- ・ 体験等を提供するために要した材料費や必要な備品等レンタル費用（上限額／1社：材料費1万円、レンタル費1.5万円）は県が補助します。
- ・ 休業日に事業所を稼働する場合や運営に係る人件費等が発生した場合でも、県から費用の補助等は行いません。
- ・ イベントの企画・運営にあたっては、県内の高校生および大学生に各社1名程度、「イベント運営サポーター」として参加いただきますので、ご協力ください。

【イベント運営サポーターの活動内容】

- ア 企画運営委員会（交流会等）に参加し、参加事業者等について学ぶ。
- イ 学んだことを踏まえ、若者目線で企業の魅せ方や発信方法等を企画提案する。
- ウ イベントや企業の魅力等について、学内周知やSNS等で発信する。
- エ イベント当日の案内誘導役など、イベント運営をサポート・経験する。

（2）費用負担について

本事業への参加に係る負担金はありません。

本事業実施にあたり、滋賀県が費用負担するものは以下のとおりです。

- ・ バス借上料（バスツアー形式の場合）
- ・ 体験等を提供するために要した材料費や必要な備品等レンタル費用（上限額／1社：材料費1万円、レンタル費1.5万円）
- ・ 参加者のイベント賠償責任保険料

※ただし、以下費用については、参加事業者の負担となります。

- ・ ワークショップや企画運営委員会等に参加するための交通費
- ・ 休業日に事業所を稼働する場合やイベント運営に係る人件費等
- ・ 上記「滋賀県が費用負担するもの」に該当しない費用

（3）その他

イベント周知や来場促進のためのチラシ等の制作、ホームページ、SNS等での情報発信に必要な参加事業者の情報提供や写真撮影等にご協力ください。県では、市とも連携し、参加者募集などの広報を行います。参加事業者の皆さまにおかれましても積極的に周知をお願いします。

6. 応募・選考

【B】モデル地域（長浜市および湖南市）における地域一体型オープンファクトリーへの参加を希望される場合は、下記のエントリーフォームよりお申し込みください。

【応募受付期間】

令和7年4月11日（金）～5月16日（金）17:00 まで

【エントリーフォーム】

<https://ttzk.graffer.jp/pref-shiga/smart-apply/surveys-alias/of2025-model>



応募多数の場合は、厳正な書類審査等により参加事業者を選考します。

なお、採否の理由に関するお問合せには応じられませんので、あらかじめご了承ください。

【選考結果】令和7年5月下旬頃に選考結果を電子メールにて通知します。

7. 今後のスケジュール

4月11日～	参加事業者の募集 ※～5月16日
5月下旬	参加事業者の決定
6月～7月	参加事業者向けワークショップ等の開催（1回程度）
6月～7月	イベント運営サポーター（県内の高校生および大学生）の公募
8月～11月	モデル地域に企画運営委員会を編成 交流会・勉強会等を開催し（2～3回程度）イベントを企画
11月～2月	モデル地域内において地域一体型オープンファクトリーイベントの開催
2月～3月	モデル地域内で活動の振り返り等を実施

8. お問い合わせ先

滋賀県商工観光労働部商工政策課企画調整係

電話 077-528-3712

Eメール fa0001@pref.shiga.lg.jp